

APRC-FY2022-PD-VNM03

海外の政策文書

原文：QUY ẾT ĐỊNH; Ban hành Chương trình đổi mới công nghệ quốc gia đến năm 2030 (ベトナム社会主義共和国 政府)

オリジナルリンク：

<https://luatvietnam.vn/khoa-hoc/quyet-dinh-118-qd-ttg-chuong-trinh-doi-moi-cong-nghe-quoc-gia-den-nam-2030-197727-d1.html>

【ベトナム】

2030年までの国家技術を革新するプログラムを公布する決定

(Tentative translation)

【仮訳・編集】

国立研究開発法人科学技術振興機構
アジア・太平洋総合研究センター

【ご利用にあたって】

本文書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（Asia and Pacific Research Center；APRC）が、調査研究に用いるためアジア・太平洋地域の政策文書等について仮訳したものとなります。APRCの目的である日本とアジア・太平洋地域との間での科学技術協力を支える基盤構築として、政策立案者、関連研究者、およびアジア・太平洋地域との連携にご関心の高い方々等へ広くご活用いただくため、公開するものです。

【免責事項について】

本文書には仮訳の部分を含んでおり、記載される情報に関しては万全を期しておりますが、その内容の真実性、正確性、信用性、有用性を保証するものではありません。予めご了承下さい。

また、本文書を利用したこと起因または関連して生じた一切の損害（間接的であるか直接的であるかを問いません。）について責任を負いません。

APRCでは、アジア・太平洋地域における科学技術イノベーション政策、研究開発動向、および関連する経済・社会状況についての調査・分析をまとめた調査報告書等をAPRCホームページおよびポータルサイトにおいて公表しておりますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。

（APRCホームページ） <https://www.jst.go.jp/aprc/index.html>



（調査報告書） <https://spap.jst.go.jp/investigation/report.html>



本資料に関するお問い合わせ先：

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（APRC）

Asia and Pacific Research Center, Japan Science and Technology Agency

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Tel: 03-5214-7556 E-Mail: aprc@jst.go.jp

<https://www.jst.go.jp/aprc/>

VGP

ベトナム政府

署名人： 政府CIO ポータル

Email : thongtinchinphu@chinhphu.vn

機関：官庁

署名期間：2021年1月26日,16時09分40秒、+7時間

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

第118号/QD－TTg

ハノイ、2021年1月25日

決議

2030年までの国家技術を革新するプログラムの公布

政府首相

2015年6月19日付政府組織法、2019年11月22日付政府組織法および地方自治体法の補足・改正に基づく
2017年6月19日付技術移動法に基づく

科学技術法の大臣の提議により

決議

第1条 以下は2030年までの国家技術を革新するプログラム（以下「本プログラム」と略記する）の主要内容である。

1 本プログラムの目標

1.1 全体的な目標

企業の技術移転・革新を促進・支援し、高付加価値・高品質の製品を生み出す。農村・山間部や社会経済状況が極めて厳しい地域の農業発展のための技術移転を促進する。技術移転・革新・改善のための科学技術人材を育成する。

1.2 詳細な目標

1) 2025年までの目標

- － 技術革新を実施する企業の数を、年間平均15%増加させる。
- － 主要製品を製造する100%の企業が本プログラムに直接参加し、研究開発部門を形成して、3から5の主力製造業として確立する、またはバリューチェーンで先進技術を創造し、世界市場で高い付加価値と高い競争力を持つ製品を製造する。
- － 技術革新を用いて、特に付加価値が高く、輸出額の大きい製品を生産するハイテク産業における労働生産性の向上を促進する。本プログラムに直接参加する企業の労働生産性を、技術革新前と比較して1.5倍以上向上させる。
- － 企業の技術者・技能者・管理者約5,000人を、10の主要分野で技術管理・技術経営・新技術更新の研修に対面やオンラインで参加させる。
- － 各経済圏で、その地域の特殊事情に適した典型的な技術移転の研究・応用モデルを少なくとも1つ形成する。

2) 2030年までの目標

- － 技術革新を実施する企業の数を、年間平均20%増加させる。
- － 主要製品を製造する100%の企業が研究開発部門を形成し、8から10の主力製造業として確立する、またはバリューチェーンで先進技術を創造し、世界市場で高い価値と高い競争力を持つ製品を製造する。
- － 本プログラムに直接参加する企業の労働生産性を、少なくとも、技術革新前と比較して2倍以上向上させる。
- － 企業の技術者・技能者・管理者約1万人、15の主要分野で技術管理・技術経営・新技術更新の研修に対面やオンラインで参加させる。
- － 各経済圏で、その地域の特殊事情に適した典型的な技術移転の研究・応用モデルを少なくとも2つ形成する。

2 本プログラムを実現するソリューションと義務

2.1 技術革新活動を促進するための法制度の完成

- 1) 企業の技術革新活動を促進する仕組みや政策を研究・提案し、完成させ、企業の研究開発部門の形成を促進する。
- 2) 企業の競争力および技術革新を評価するための標準システムを構築する。企業の技術革新活動を評価するための指標および統計システムを整備する。

2.2 国の技術力向上のためのロードマップの策定と実施

- 1) 社会経済発展や国際経済統合のニーズに応じて、産業や分野の現状や資格・能力に関するデータベースを構築し、更新する。
- 2) 先進技術および新技術について、データベースを構築し更新する。また企業が利用・応用・技術革新するための技術的専門家によるサービスを提供する。
- 3) 国家の重点製品・主力製品の製造分野について、国家技術マップおよび技術革新ルートを構築する。企業・組織が技術革新ルートを構築することを支援する。技術移転促進、技術評価・査定、科学技術関連市場開発も行う。
- 4) 助言によって自律的に繋がるネットワークを拡大する。ニーズのある企業において教育を行うための施設や、新しい企業において技術更新・技術管理・技術経営に関する教育を行うことを支援する。企業のエンジニア・経営幹部を対象とするオンラインおよびオンサイトでの教育・育成も支援し、そのために必要な条件を整える。
- 5) 情報通信事業の発展を促進し、技術革新活動に対する企業・組織・社会の認識を向上させる。技術革新活動において実績があった個人・組織・企業を表彰する活動を展開する。

2.3 研究、応用、市場において高い競争力があり、バリューチェーンによる付加価値がある主力製品・重点製品を製造することにより先進技術について習熟する

- 1) 機能・製品の質を向上させ、バリューチェーン・装置を革新して、主力製品・重点製品を作る技術プロセスを進められるよう、企業における研究・応用の実行、先進技術の習熟を支援する。技術移転費用、所有権、設計、ソフトウェアの購入、海外専門家の雇用、人材育成等の検討・支援も行う。
- 2) 企業所有のデータを集積したデータベースの開発を支援し、ビジネス・製造への応用を促進する。
- 3) 技術の探索・獲得・応用、先進的新技术の習熟、技術革新に対する投資プロジェクトの展開、技術革新・応用、研究目的のサービスを行う新たな投資インフラの展開のため、科学技術活動をする個人・組織・各機関と企業との協力活動を促進し支援するための条件を策定する。
- 4) 管理モデルの応用・展開・支援、主力製品・重点製品の製造において、スマート・マニュファクチャリングを指向し、企業によるビジネス創生を促進する。

2.4 技術を革新する中小企業を支援する

- 1) 技術の獲得・移転、研究、試験製造、新技術応用、先進技術、教育支援、設計専門家の雇用、新製品の製造等について、国内の市場を占有、あるいは大きなシェアを持つ製品を作るために技術プロセスを変化させる。
- 2) 企業資源の情報管理システムを構築、技術専門家および技術データを展開する。

2.5 経済社会の条件が困難な地域、および特に困難な山岳地方・農村地域において、新技術革新活動の支援を促進する

- 1) 先進技術応用、農業製品加工および収穫後の技術分野におけるスマート農業自動化モデル、作物の品種改良、家畜の生産性向上、高品質で輸入品種との競争が可能となる品種を作る技術の向上を推進し、農耕技術、養殖、大規模な疫病検査を実施する。
- 2) 各地域の特徴を踏まえた科学技術発展の応用モデルを調査して、建設計画を立案する。さらにそれぞれの特定の地域に対して、技術革新モデルのネットワークを形成する。
- 3) 科学技術を応用するセンターを支援し、技術移転、サービスの接続、技術応用に取り組むにあたっての技術支援、市場との接続による技術を応用した製品群の宣伝、海外および国内のパートナーの探索・連携、普及能力向上、成功モデルの一般化など、様々な活動における技術需給の接続点とする。
- 4) 伝統産業・職種の強みの開発・維持のため、サービスの技術革新を支援する。
- 5) 投資が優遇される産業・職種において技術移転を受ける企業・科学技術組織を支援する。

2.6 本プログラムを実現するための財源を強化する

- 1) 技術革新活動に投資する資本の多様化を図る。科学技術開発のためのファンドを設立し、技術革新へ投資する企業を奨励する。技術革新活動に投資する資金の社会的誘発を強化する。
- 2) 科学技術活動における官民共同メカニズム等を強化する。公的科学技術組織と技術革新・応用・移転・研究を行う企業との間で協力・連携を図る。

2.7 国際協力を強化する

- 1) ハイテクプロジェクトを優先する先進国から、先進的な新技術の移転を促進する。環境との深い関連について配慮する。国内の多く企業において、技術応用の潜在能力の拡大を図る。グローバルバリューチェーンに参加するベトナム企業に支援をすることに寄与する。
- 2) 奨励・拡大・形態の多様化、科学技術に関する各国との国際強力の強化、技術のサービスへの応用を優先する地方・ベトナム企業および科学技術組織・個人、技術の獲得・移転に関する海外企業との協力を支援する。海外における技術の開発・実装および展示会・フェアに参加する。

3 経費

- 3.1 資金源から確保される本プログラムを実現する経費：国家予算（国家予算で開発する通常の支出および投資支出）、国家技術革新ファンド、組織、企業の資本金、海外および国内における個人・組織のスポンサーシップ、法律の規制に従った他の合法的な経費の資金源
- 3.2 関連法規の規制および国の予算に関する法律の規定に従って実施する本決定において、義務を履行するため、他の合法的な資本、国家予算の資本金から経費を利用して管理すること

4 実施する組織

4.1 運営委員会

国家科学技術プログラム運営委員会が本プログラムの調整を行う。プログラム担当委員会は科学技術の官長による決定で設立され、本プログラムの活動を展開するためのアドバイスをを行う。

4.2 各省庁・大臣、政府付属機関、および中央付属都市・省の人民委員会

- 1) 本プログラムの応用に属する任務を担当する各省庁・大臣、政府付属機関、中央付属都市・省の人民委員会と連携して実施する。本プログラムを実施するための毎年の経費・計画を策定する。
 - － 国家科学技術プログラムに対する財政および任務管理に関する現行規制に従って、本プログラムを遂行し管理する。権限に従い、本プログラム管理の規制を追記・改正する必要がある場合は、それを実施する責任を負う。
 - － 承認された詳細な課題に対して、2021年から2030年の期間において実施の延長ができる。また、継続の必要が認められる場合、関連法律規定・権限に従って、延長の決定について検討、評価、総括する。
 - － 経済社会の発展状況に基づき、本プログラムの調整・更新が必要な場合は、その内容を政府首相に提出する。効果的な相互支援強化のため、他国の科学技術プログラムの内容を確認して調整する。
 - － 毎年の定期的な実施状況をとりまとめて監査し、政府首相に報告する。2015年にはプログラムの中間とりまとめ、2030年には全体総括を実施する。
 - － 各省庁・機関・協会・企業と連携し、情報通信活動を実施して、技術革新活動に対する企業・組織・社会の認識度を向上させる。経済社会に効果をもたらす技術革新活動において実績がある個人・組織・企業を表彰する。グローバルバリューチェーンにおいてベトナムで製造された製品の競争能力を向上させる。
- 2) 財務省
 - － 法律の規定に従って本プログラムを実施するため、国家予算の資本金から経費を配置し均整を確保する。
 - － 科学技術省と連携し、必要に応じて、本プログラムを実施するため財政管理の前処理に付加し、確認をする。
- 3) 各省庁大臣、政府機関、中央付属都市・省の人民委員会
 - － 科学技術省と連携し、本プログラムの内容に付属する管理権限における科学技術に関する課題に対応する。
 - － 毎年定期的に総括し、提起された課題に対する対応の効果および結果を評価して、毎年11月30日頃に、政府首相に報告し、総括のために科学技術省にその報告を提出する。
- 4) ベトナム商工会議所、非政府組織、中央企業協会および責任を負う地方
 - － 科学技術関連省庁・機関・地方と連携し、本プログラムに参加する企業を推奨する。

- － 各省庁・機関・地方と連携し、企業に技術革新について宣伝活動を行う。技術革新活動において、成績がある個人、集団を審査し表彰先を選定する。

第2条 実施効果

当決定は公布の署名した日から有効となる。

第3条 実施責任

大臣、政府機関の官長、政府付属機関の官長、省の人民委員会会長、中央付属都市および組織、関係する個人は、当決議を施行する責任を負う。

受理場所

- － 首相、副首相
- － 各省庁大臣、政府機関
- － 中央付属都市・省の人民委員会
- － 党中央委員会
- － 国会事務所
- － ベトナム祖国戦線中央委員会
- － ベトナム商工会議所
- － ベトナム共同組合同盟
- － ベトナム中小企業協会
- － 官公庁：政府官房長官、各副議長、首相補佐、電子情報部門事務局長、所管：経済統括部、統括部、工業部、農業部、企業革新部
- － 保管：文書、文化教育部 (2) NTN 15

署名

首相

副首相；ヴ ドウック ダム